

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

市町村長 殿

森林所有者  
住 所  
氏 名  
伐採する者  
住 所  
氏 名  
伐採する者から委託を受けた者  
住 所  
氏 名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である（のうち）  
が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき  
が所有する立木）を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町			
		大字	字	地番
郡	村			

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 届出書の情報提供に係る同意（同意する場合、森林所有者が自署する。）

和泊町長が再造林の推進に活用するために、本届出書の記載内容について、県、市町村、林業事業体等に情報提供することに異議なく同意します。

年 月 日 森林所有者： \_\_\_\_\_

4 再造林の意向確認（再造林の意向について、自筆でを入れる。）

伐採後は、再造林※に取り組む。

伐採後は、再造林※に取り組まない。

※再造林とは、伐採後に苗木を植え、森林帯を造成すること。

※主伐（皆伐）を行う場合に記載する。

(別添)

## 伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

### 1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他( )		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

### 2 備考

--

注意事項 (☑を入れること。)

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

## 造林計画書

(造林をする者の住所・氏名)

### 1 伐採後の造林の計画

#### (1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし

#### (2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作業 委託先	鳥獣害 対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

#### (3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

### 2 備考

--

#### 注意事項

- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。